

平成24年11月定例会 県土整備委員会(付託)

平成24年12月5日(水)

〔委員会の概要 危機管理部関係〕

笠井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 危機管理部の自己点検による平成24年度事業の見直し状況について(資料①)
- 特定商取引法に基づく行政処分について

納田危機管理部長

この際、2点御報告いたします。

まず1点目は、危機管理部の自己点検による平成24年度事業の見直し状況についてでございます。

お手元の資料の1ページをごらんください。

危機管理部が所管する事業のうち、政策的なすべての継続事業について、予算編成に入る前段階として自己点検を行い、来年度における各事業の方向性をみずから検討いたしました。自己点検を行った73事業について、現時点における来年度の見通しは3の自己点検結果(来年度の見直しの方向性)に記載のとおりであり、そのうち主なものは資料の3ページから4ページにお示ししております。委員会での御論議を通して議会の御意見をいただくとともに、これから本格化する予算編成作業において自己点検結果を活用し、編成作業を進めてまいりたいと考えております。

2点目は、特定商取引法に基づく行政処分についてであります。

県におきましては、去る11月22日、眼鏡の訪問販売業者である株式会社アイアイに対し、特定商取引法に基づく行政処分を行いましたので、御報告を申し上げます。同社は眼鏡の訪問販売において勧誘目的を明示せず、また狭い車内という公衆が出入りしない場所において勧誘を行い、取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められたため、特定商取引法に基づき、3カ月の業務停止命令を行ったものでございます。今後とも悪質な事案に対しては厳しく対処し、県民の皆様が安心して生活が送れるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

笠井委員長

以上で報告は終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑をどうぞ。

岩丸委員

以前より説明していただいております徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例がこのたび出てくるわけですが、その中で自主防災組織の役割もうたわれていると聞いております。また、さきの一般質問の中で、徳島県内の各市町村、それぞれの地域の組織率100%を近々に目指すように取り組むというような旨の御答弁もあったように思います。その中で、私の地元の組織率が非常に低いというようなことを言われておりまして、たしか26.7%だったように思いますが、自主防災組織の組織率等を含めた現状について御説明いただけたらと思います。

宮内防災人材育成センター次長

ただいまの御質問でございますが、県下全体の組織率につきましては90.1%に上昇しております。ただ、先ほど委員からございました26.7%ですが、低い地域もございます。そのため、条例にもありますとおり自主防災組織につきましては、今後、切迫する南海トラフの巨大地震、また、どこで起こるかかわからない直下型の地震に備えるため、自分の命は自分で守る自助、また、自主防災組織を初め、自分たちの地域は自分たちで守る共助が重要であると認識しております。特に共助のかなめでございます自主防災組織の育成については結成促進、また、活動の活性化については、基本的には市町村の役割でございますが、自主防災組織の地区割や規模等につきましても市町村ごとに地域の実情に合わせた形で地域住民と相談しながら決めていただいているところでございます。例えば、地域の町内会がしっかりしているところにつきましては町内会、あるいは山間部等におきましては隣組や講中など、規模が小さくなっている地域もございます。さらに消防団あたりが熱心な地域については、消防団が管轄する地域といったところを範囲とするところもございます。

県といたしましては、職員がそちらのほうに出向いて啓発する寄り合い防災講座、また活性化のため、自主防災組織のリーダー研修についても市町村からの推薦をいただいた方々に対して必要な研修を行うというふうな取り組みについて、今後も積極的に推進したいと考えております。また、市町村に対しましても地域の実情を踏まえながら自主防災組織の育成に積極的に取り組んでいただくため、強く語りかけをしてまいりたいと考えております。

岩丸委員

いろいろ御答弁いただき、ほとんど答えてくれたかなと思うのですが、例えば100%組織化できましたといったところで全部の家庭というか、家族が認識されているのかなと疑問に思います。組織化に向けた手順というのはどのようなものでしょうか。簡単に御説明

いただけたらと思います。

宮内防災人材育成センター次長

それぞれの市町村におきましては、実は結成マニュアルというのがございます。そういったものを通して市町村の職員が各地域に出向き、結成する前については順序立てて説明し、それに基づいて地域の中で相談していただき、市町村のほうに届け出をしていただいているというのが実情でございます。

岩丸委員

そうしたら、例えば1つの地区の自主防災組織の規約や活動計画についてもちゃんと定められているということですか。

宮内防災人材育成センター次長

規約等につきましては、市町村の担当の者が出向いた際にひな形をお見せいたしまして、その中でそれを使う場合がありますし、また、それ以外にもこういったものを入れたいという場合もございます。特に活動のほうにつきましては、すべて規約どおりではなく、それぞれの訓練の回数といったところにつきましては、結成する自治の中で相談しながら進めているところでございます。

岩丸委員

自主防災組織というのは、消防団より身近な組織だと思うわけです。例えば、我々のところでは、隣にどういう人がいて、体のどこが悪いのかみんな知っている。もっと言えば、あそこの家のどの部屋で寝ているかまでみんな知っているため、何か災害が起こった場合、隣の人間が急に入っても、その人のところがすぐにわかるというようなこともあろうかと思えます。そのため、できるだけ多くの方がそういうことを認識していただいて、常にそういう心がけを持つことが大切なことだと思うわけですが、我々の地元でちょっと話をしますと、わざわざそんな組織をつくって、いろいろする必要があるのかという意見も出てきています。

また、先ほど自主防災組織の目的みたいなところで説明していただいたのですが、地震に対してというようなところがあります。我々の地元においても地震はあるかもしれませんが、それよりも逆に火事や台風、山崩れなど、そっちのほうを意識してしまい、どうしても若干おくれるのかなという気もするわけです。そのため、神山町役場のほうに行ってみますと、自主防災組織とは言いながら、自衛消防隊という名前で自主防災組織をつくっているところがほとんどであります。今、自衛消防隊は19隊あるらしいのですが、自主防災組織というのはそのうちの6つか7つで、あとは全部自衛消防隊ということで、ある程度消防のほうに特化した自主防災組織であります。これはそれぞれの地域ごとの事情でいいと思うのですが、そういうことも含め、ぜひしっかりとつくっていただきたいなと思います。

先ほど、十数軒の講中でつくることも必要だとおっしゃっていましたが、黒川委員のところや私の地元にしても昔は十数戸あったのですが、みんな出て行って、1軒だけ遠く離れたところにおじいさんやおばあさんが生活していたり、四、五十メートル離れたところにおばあさんだけがいるようなところがあります。地域が見守っているとは思いますが、これらに対する県の町村への指導というのはどのようなもののでしょうか。

宮内防災人材育成センター次長

今、離れたところにお住まいになっているところに対する指導についてでございますが、実は寄り合い防災講座の中でそういったつながり、特に何か大きな災害が起きたときの連絡網といったものをしっかりとつくっていただけたらという話をしております。実際、どういった方法で連絡をとられるかについてはちょっと調べていないため、この場で答えることはできませんが、できる限り万が一のときの連絡体制、あるいは避難所に駆けつけるときの確認に当たり、自主防災組織の中で十分行ふことやそれを各市町村のほうに連絡できるような体制づくりもあわせてお願いしているところでございます。

岩丸委員

ぜひ、本当の意味での組織率100%を目指していただきたいなと思います。

それと、それに関連してなのですが、特に山間地域、中山間に生活する我々にとって、消防団の存在というのは非常に大きな心の支えになっていますが、消防団と自主防災組織との違いについて教えていただきたいと思います。

松本消防保安課長

消防団と自主防災組織の違いについて、委員はもう十分御存じかと思うのですが、消防団は町の条例等で定められた非常勤職員というような位置づけでございます。自主防災組織というのは、読んで字のごとく自主的に自助、お互いに助け合う共助のために防災の組織として活動する任意団体としての位置づけがあらうかと思います。

岩丸委員

私のところの自主防災組織というのは、地震よりもやっぱり火事ということで、火事になった場合の初期消火は当然ですが、高齢化の問題もありますし、また、日中の火事であれば働きに出ている者がなかなか帰ってこれないということもあって、隣近所の間で自主防災組織の意識が当然出てくるわけです。例えば、我々のような田舎の木造の家ですと、とびを持って活動し、そのときにけがをした場合、消防団はちゃんとそれなりの体制がとれているのですが、自主防災組織の体制はどうなのかなとちょっと心配しております。初期の災害対応において、バケツリレーで水をかけたらいいと言っても、消防団のOBがたくさんいるためどうしても入っていこうとする。そのとき、入ってはいけないと思うのですが、そこらはどうですか。

安井危機管理部副部長

今、委員からお話がありました消防団は公務員の扱いでございますので、それぞれけがした場合等の補償についてはきちっと整備されていますが、自主防災組織につきましては、元来、自主的にやっているという位置づけでございますので、現在、補償について手当てされているものはございません。

岩丸委員

どうしても行くなと言っても気が高揚したり、助けないといけないということで行こうとするのですが、訓練やいろいろな話し合いの中でもう入るなと言うしかないということですね。わかりました。私も地元に戻ってこのことを説明したいと思います。私どものところでちょっとお聞きしますと、入団するときの年齢制限はあるが定年はないということで、18歳から60歳までの人が入団でき、いつやめても構わないようになっています。そういった高齢化に対し、今後どのように対応されようとしているのかについて神山町の場合をお聞きしました。人数や組織など、非常にしっかりしているなと感じております。昔からの旧村単位にありまして、今、6分団の29部、337名の組織です。6,000人くらいの町民で、337人が消防団員というのはすばらしいなと。この間もちょっと話ししていたのですが、ほかのところを聞きしますと非常に手薄になっていたり、高齢化が進んでいるとのことでした。先ほどもちょっと質問しましたが、今後どのような指導や対応をされるのか、教えていただけたらと思います。

松本消防保安課長

消防団員の高齢化に対する今後の取り組みに関する質問でございますが、委員がおっしゃるとおり、高齢化が進んでいます。ちょっと数字的なもので御紹介いたしますと、県下全体の団員の平均年齢ですが、10年前の平成14年では40.3歳だったのに対し、平成24年は43.1歳となっています。これは若い団員数の減少と団員の高齢化が進んでいるということでございます。それに対する取り組みですが、来る南海トラフの大地震を初めとして、風水害や台風等の対応を地元地域を熟知した方に組織間機動力、即時災害対応力を発揮して対応していただくため、消防団の充実強化というのは必要であり、県の取り組みといたしまして、幾つかの事業を実施しております。

ちょっとここで紹介させていただきますと、消防団員の士気の向上と団活動のPRといたしまして、消防団員や職員功労者の知事表彰及び消防操法競技の県大会を実施しております。また、将来の消防団を担う若い子の育成ということで、未来の消防団員の育成といたしまして、少年少女消防クラブ員などを対象に消防教室や防災訓練への参加の機会を創出し、地域とともに未来の防災の担い手の育成に取り組んでおります。さらに、高齢化とともにサラリーマン化が進み、このことについて対応しなければならないため、消防団活動がしやすいように地域が応援する仕組みづくりということで、国、県、市町村それぞれが取り組んでいるところでございます。地域の事業所が消防団を支える体制づくりということで、特に今年度から本県独自の取り組みといたしまして、消防団を継続して支援して

くださる事業者の方に対し、知事表彰制度を創設して消防団への協力体制の拡充を図っているところでございます。

岩丸委員

ぜひ、お願いしたいと思います。私どもが入っていたときはある程度人数がいたので、1家族につき1人を頼まれていたのですが、最近、神山町の議長に聞きますと、一たん退団していたのですが、今また息子さんと一緒に入っているということで、1家族に2人の団員がいるという家庭もございますし、また、勤め先の関係で逆に町に働きに来る、例えばJAの職員など、いろいろあるかと思いますが、そういう方も地元の消防団に入ってください。我々のときは、もし夜間に火災が起こった場合に困るので、地元で生活していない人は遠慮していただくとおっしゃっていたのですが、もうそういうことも言っていない状況になったため、そういうことも含めていろいろ御指導いただけたらと思います。

最後に、以前よりいろいろと話題になっていますが、消防救急デジタル無線の現状について、教えていただけたらと思います。

松本消防保安課長

消防救急無線のデジタル化への進捗状況でございますが、消防救急無線につきましては、平成15年の電波法令の改正を受けまして、平成28年5月末までにアナログ方式からデジタル方式へ移行することとなっております。これは、全国の消防本部におきまして、広域災害発生時における他県の消防機関との通信を確保するため、全国統一のデジタル化への移行期限を見据え、現在、整備が進められております。

本県における進捗状況ですが、全消防本部におきましてデジタル化への作業を進めておりますが、整備に多額の費用を要し、また、移行期限が間近に迫っているため、市長会や消防長会から支援に対する要望がありました。そこで、市町村の負担軽減を図るため、今年度、県におきまして、県下すべての消防本部の実施設計業務の委託を一括発注いたしました。これによって、設計費用を大幅に圧縮したところでございます。実施設計の期限が今年度3月となっておりますが、今年度に実施設計ができるため、次年度以降はこの実施設計に基づきまして、各消防本部においてデジタル化への整備を進めていただくということになっております。

岩丸委員

これは常備消防ごとに設置されるのですか、消防団はどうですか。各地区の消防団との連絡ではないのですか。

松本消防保安課長

これはあくまで消防本部と未常備3町村の消防の分です。また、それぞれの地域、市町村における消防団とのやりとりや通信については、各団体のほうでトランシーバーなど、個別に何らかの通信手段を使っていると思います。一部、デジタル化への移行も考えてい

るところもあろうかと思いますが、それはそれぞれの団体の整備を進めていくものと考えております。

岩丸委員

そういうふうになって、進んでいるみたいですので、そのようにしていただかなければならないと思います。ただ、私のところもそうですが、例えば、山火事や山崩れ等で出動がかかった場合、山間地に入ったら届かないところが大分出てくるのではないかと思います。その辺の対応についてどのように考えていますか。

松本消防保安課長

現在、実施設計を今年度中に仕上げることにしていますが、不感地域の考え方、不感地域ができた場合にポータブルのトランシーバーや携帯電話で補うということですが、もちろん消防本部によっては全県、全域を消防救急無線で網羅するという考えもあろうかと思っています。ただ、費用対効果ということでございますので、費用をどこまで抑えるか、なおかつ通信状態をベストにしていくかということについて、今年度、実施設計において取り組んでいくことにしております。

岩丸委員

ぜひ、お願いします。例えば、私のところでは名西消防ということで、石井町と神山町では全然景色が違う。石井町の場合、山がないため遠くまで届くのですが、神山町に入りますと、なかなか届きにくいようなところがたくさんあると思うので、そういった山間地におけるデジタル無線についてのいろんな対応、フォローを今後ともお願いしたいと思います。

あと、この無線には共通波と活動波があって、共通波は広域災害の場合にいろんなところとの連絡や情報の伝達に使われますが、活動波は地元の話ということになります。共通波については、本来使わないのが一番いいと思うのですが、いつ起こるかわからない大災害ということもあって、備える必要があると思います。しかし、まずは活動波をしっかりと整備するように対応していただきたいと思います。これについてはどうですか。

松本消防保安課長

委員がおっしゃるとおり、南海トラフ大地震等の大規模災害が懸念されております。この場合、全国から応援に来ていただく緊急消防援助隊というのがございまして、その緊急消防援助隊間の通信に共通波は必要でございますし、また、個々の消防救急や地域の活動にも活動波のデジタル化の整備が必要となっているため、今年度の実施設計が仕上がりましたら、次年度以降、各消防本部等において個別に整備が進められていくわけですが、県といたしましても十分御意見、御要望をお聞きし、協力してまいりたいと考えております。

岩丸委員

特に常備消防がない地域へのフォローをお願いして、質問を終わります。

黒川委員

今、議論があったデジタル化ですが、常備消防である12消防本部、それから常備消防がないところも含め、デジタル化するのに県下で72億円の金が必要でありまして、とりわけ先ほど話がありましたように、山が多いところはお金がたくさん要るようになる。具体的に言いますと、海部が17億円、みよし広域連合は10億円が必要のに対し、徳島市、小松島、鳴門市については、五、六億円でデジタル化ができる。そして、共通波と活動波の違いですが、共通波については国から補助金が出るが、活動波については補助金が出ないということでありまして。どのようにして使い分けるかといえば、スイッチ1つでつなぎ分けるという話です。しかし、実施設計を今年度に出して、来年、再来年の2年間でアンテナ設置等をしなければならない。また、みよし広域連合では、10億円の捻出も大変だという話を聞きます。知事も国に対してお金を何とか捻出する方法、それからもう少しお金を安くする方法についていろいろ言われているのですが、その辺の進捗状況はどうか。

松本消防保安課長

消防救急無線のデジタル化について、基本設計時において全県下トータルで72億円という数字が出てございます。今、実施設計をやっている段階でございますので、数字的なものはまだちょっと言えませんが、低減はある程度できると考えております。

黒川委員

今の段階ではまだまだという話ですが、平成15年に電波法が改正され、アナログからデジタルになった。電波そのもので言うと、アナログ電波のほうがずっと優秀です。アナログは山の中でも縫って走る。デジタルは山に当たれば消えてしまう。雲散霧消ということになる。にもかかわらず国はデジタル化を進め、そのことによって常備消防の末端のほうではお金が必要となり四苦八苦している。そのため、市町村長は怒り心頭であります。県は国が法律改正したから仕方がないのですが、それに基づいて平成28年度から動かすようになっている。それまでにアンテナをつくらないといけない。山のほうはたくさんのお金が必要で、鉄塔をつくるのも大変だと。この二重苦、三重苦にあえいでいるという話ですので、共通波より活動波に対し、国からのお金をどう確保するのかということをしっかり提言していただきたい。みよし広域連合が10億円、海部が17億円の金を出すということは、大変な状態であります。徳島市長も6億円近いお金についてどうにかしろと言ってきています。ぜひ、この問題についてしっかり取り組んで、国に対して提言していただかないと財政の破綻が進むため、よろしくお願いします。

次に消防の広域化の問題ですが、昭和23年3月に消防組織法ができ、それに基づいて県内で初めて徳島市が昭和23年6月に常備消防ができ、7月には鳴門市や小松島市、その後、昭和40年に阿南市で消防ができる。そして、昭和43年から46年にかけて一部事務組合消防

が組織化され、今日の状況があるわけです。それが今、新陳代謝ということで、20歳くらいで入った人が大体やめる状況になっているわけです。そういった中で何が起きているかというと、長い間経験を積んできた人がやめることによって、救急車を運転する若者は道が全然わからない。無線でいろいろ聞きながら入るのですが、わからないからとんでもないところに救急車が行くという事態が今起こっています。先月、私は三好市池田町の黒沢湿原に行っていたのですが、そこに救急車が入ってきた。どうしてこんなところに来たのかなと思ったら、全然違うところに入ってきて、道に迷ったとのことでありました。すると、地域の人が丁寧に教えて、救急車は目的地に向かいました。これは昼間だったのですが、夜になったら田舎の山の道は変わりますので、救急車が全然入れない。また、消防組織法が改正され、広域化の問題が進んでいると。しかし、平成20年に消防の広域化計画ができたのですが、常備消防の皆さんが待ってくれと言って、現在、広域化が進んでいない状況です。そこら辺についてはどのような把握をされていますか。

松本消防保安課長

広域化の進捗状況、現状ということでございますが、改正消防組織法の施行時、平成19年4月時点で全国の消防本部数が807本部ございました。平成18年の消防組織法の改正を受けまして、各都道府県が広域化の計画をつくって、その広域化の推進計画を除く組み合わせでは、それを276本部にするという計画でございます。あくまで消防本部が統合した数だけですが、平成24年4月1日における消防本部数は791であります。あと一部に業務の統合や委託などがございます。

黒川委員

国の方針によると、大体10万人以上、もっとは20万人以上で常備消防を組織するようにとのことですが、今の状況だと徳島県では徳島市だけしか該当しない。そのため、徳島県の一本化や3つに分けるという話になってきている。しかし、それが進まない原因でもあります。先ほど、火事の問題がありましたが、今、火事と救急では、どちらの出動回数が多いかといえば、私は救急の出動回数のほうが多いと思うのですが、いかがですか。

松本消防保安課長

委員がおっしゃるとおり、救急の出動回数のほうが多くなっております。

黒川委員

救急というのは夜も昼も関係なしに動いているわけでありまして、圧倒的に救急のほうが多くなっている。その中で広域化をすれば、実際立ち行かなくなる。先ほど言った職員の入れかわりですが、新しい人が入ってくるため、そこら辺の道の案内ができないということが現に起こっている。これは、みよし広域連合でもそうです。警察みたいに徳島県を1つにしたら大変だということで、広域化が進んでいないと思いますが、いかがですか。

松本消防保安課長

本県の広域化推進計画では、県下1つにするということで、この期限が来年3月31日となっております。今から一本化というのはちょっと難しいと考えております。

黒川委員

消防組織法が改正されたとき、衆議院と参議院で附帯決議がなされた。その附帯決議を見れば、現状では消防広域化はできないことがわかると思いますが、いかがですか。

松本消防保安課長

改正消防組織法の成立前である平成18年4月と6月に両院で附帯決議がなされております。その中で十分配慮すべき5項目を挙げています。例えば、地域の実情を十分に踏まえ、市町村の自主性を損なわないようにすること、統廃合によって消防署や消防職員の削減につながるようなことにならないようにということが挙げられています。これに基づいて計画を作成し、現在、広域化に取り組んでいるところでございます。

黒川委員

平成18年になされた衆議院と参議院の附帯決議を見て、住民の安全・安心をより充実するため等々の5項目が載っているわけでありまして。今までの状況を変えていく。ドクターヘリや消防ヘリなどの装備のバージョンアップは必要ですが、今の12消防本部を一本化した場合、一番身近な存在で必要な救急ができなくなる。今、12消防本部ある中で、職員の新陳代謝等々から救急車が現場へ行けないというようなこともあるわけですが、広域化すればこれがさらに拡大していくと思います。そうしたことが全国的にも広域化が進んでいない原因でありまして、この消防の広域化問題については、もう期限が寸前に来て、とてもじゃないが間に合わない状況であります。そのかわりというのではありませんが、今、無線を共有するというようなところに方法を見出そうという状況があります。そこら辺についてはいかがですか。

松本消防保安課長

現在、1つの消防本部への統合という計画がございまして、これとは別に、委員がおっしゃったような無線と申しましょうか、指令業務の共同化、これは無線も共同化になるのですが、現在、西のほうでもこの指令業務の共同化を進めているところがございまして。ということで、統合というのが必要な場合も出てこようかと思いますが、一部業務の統合を図って、消防の効率化等やいろいろな問題に対応する消防力の増強を図っていくということが必要かと考えております。

黒川委員

平成20年につくった広域化計画は、実態から考えたら絵にかいたもちであって、現場でこれを食べることができない。この計画ができる段階から私は執拗に委員会で話をし

ましたが、こういう推進計画をつくった。つくったが具体的に進まない。これは徳島県だけでなく、全国的に進まないという状況にある。先ほど方法の話をしましたが、この問題に対してはもう一回、別のところから進めざるを得ないと思います。絵にかいたもちが食べられるもちにはならなかったということを踏まえ、その辺の対応をしていただきたいが、そうはいっても過疎化が進み、常備消防だけでなく非常備の消防団もどんどん高齢化し、人は少なくなる。しかし、例えば東祖谷付近に観光客が来て、山で遭難した観光客を救助するのは東祖谷の消防団の皆さんで、命をかけて手弁当で捜索に入る。防災ヘリなどがあったとしても遭難して谷の中に落ち込んだりしたところは、実際、人が行かないといけない。その人を誰が助けるのかといったら常備消防の皆さんであります。今まででは考えられないような状況も発生しているため、それについてどう対応するかということもまた求められています。ぜひ、万端遺漏なき対策をお願いしておきます。

最後にもう一点だけ。南海トラフの巨大地震により津波が発生し、大変な状態になると想定されているのは周知の事実であります。起こることをだれも否定できないのが液状化の問題です。液状化したら大変ですが、何か方法があるのですか。

楠本南海地震防災課長

道路や施設についての具体的な対策となりますと個々の対応ということになりますので、それぞれの管理のところでの答弁になろうかと思います。ただ、おっしゃるとおり沖積層でございますので、徳島県においても液状化については大いに懸念されるところでございます。

黒川委員

徳島県は吉野川や那賀川の川の流れによって、沖積層という沖積したところに町が開けた。そのことによって、当然、液状化が起こると想定されている。3.11でもそうですが、液状化によってライフラインがやられる。例えば、合併浄化槽や上下水道、それから電気がだめになる。津波によって命が奪われる。地震によって家が倒れる。それと同時にライフラインが寸断される。こういったことへの対応というのは、本当に考えれば考えるほど難しい。道路がやられている中で、水道管の破裂や継ぎ手がやられる。合併浄化槽などのし尿関係がやられる等々が起こります。

これらの問題について、実は高知大学の岡村先生が池田総合体育館で防災の講演をされました。その中で、今度の南海トラフの巨大地震が起こったとき、地震、津波と同時に液状化が起こる。液状化が起こったらライフラインがいかれる。この三重苦で大変な状態になる。県内でもそれらが起こらない地域で助け合う必要がある。県西部にお住まいの方で、徳島市や鳴門市などに親戚がいらっしゃる人もたくさんいると思います。鳥取県やほかの県と相互応援に関する協定を締結することは当然大事ですが、県内においても支援できるようなシステムづくりを考えていく必要があると思うのですが、いかがですか。

楠本南海地震防災課長

まず、大規模災害に関しましては、やはり1市町村だけでは対応できないということで、そういった応援体制というのは非常に重要でございます。ただ、広域避難等に関しまして、災害対策基本法の改正により市町村長から県知事に依頼し、ほかの市町村への避難の依頼に関する制度ができました。

また、従来の協定は、沿岸部の鳴門市、徳島市、小松島市、阿南市の4市でしたが、10月に8市間でそういった関係の連携の協定を結んでいます。

あと、町村に関しまして、やはりそういった動きもございますので、市長会、町村会等に県も参加しまして、全県的な支援体制が進むように県としても支援してまいりたいと考えております。

黒川委員

例えば、南海トラフの巨大地震において池田町がやられた場合、香川県の親戚に頼るという形で、そういったもともとのヒューマンリレーションズを利用したやり方をどう構築するかということもぜひつくり上げていただいて、それについてお金は要らないし、そういったことを常に考えながら組織づくりをしていくということが大事だと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

長尾委員

先ほど、岩丸委員のほうから消防団のお話を伺いました。今後、消防団員の役割というのは大事だということでした。そして、徳島県内の平均年齢は43歳という御報告でしたが、全国の状況はどうでしょうか。

松本消防保安課長

今、本県の状況は把握しておりますが、全国状況についてはちょっと手元に資料がありません。

長尾委員

例えば、四国3県などは今すぐにわかりますか。

松本消防保安課長

済みません。ちょっと手元に資料が見当たりません。

長尾委員

それも調べてまた教えていただきたいと思います。若い方の消防団員への依頼というのでしょうか、そういったすそ野を広げる必要があると思います。報道で1度見たことがあるのですが、授業の中で消防団のような活動をしている高校がありました。駅伝でも中学生から大人まで走っているわけで、高校生のほうが体力があると思います。将来にわたって消防専門の消防職員というのもありますが、すそ野を広げる意味で、県下各地の高校の

中に消防団、消防クラブといったものの設置、もっと言えば高校生などは消防団員にならないのでしょうか。

松本消防保安課長

高校生の消防団入団の可否でございますが、各市町村のほうにおいて入団の条件や年齢制限をかけていると思いますが、その辺についてはちょっと把握しておりません。

長尾委員

退団した高齢者の方がもう一回やるということも高齢化社会ではやむを得ないかもしれませんが、高校生や大学生といった方も同じように災害対応をする必要がある。そのことについて全く考えていないというお話ですが、ぜひ1度考えていただいて、教育委員会や県全体で取り組むべきことではないかと。従来そのままの感覚で臨んでいるからそのような答弁になると思うのですが、本当に危機管理というのであれば、もう一歩そこまですそ野を広げる。また、将来にわたっての人材の育成を考えるという面で、私はやるべきだと思うのですが、どうですか。

松本消防保安課長

現在、少年少女消防クラブというのがございまして、これについては小中学生を対象としてございます。委員がおっしゃるとおり、高校生につきましてはある程度体力も知識もあり、今後来るべき災害に備え、参画していただけないかということで、関係部局である教育委員会等々と協議してまいりたいと考えております。

長尾委員

何を言っているのかよくわかりませんが、いずれにしても最近の小中学校でも地域の防災訓練などに出ているわけで、高校生というのは体力的に言えば大人と同等以上であります。もう一歩踏み込んで、地域の消防という面で彼らの力を発揮していただくということを真剣に考えていただきたいと思います。

それから、もう一点お聞きしたいと思います。消防については市町村が基本的にボランティアでやるということで、名目はちょっとわかりませんが、それぞれに対して補助金などが出ていると思います。それに関する市町村ごとの状況について教えていただきたい。

笠井委員長

小休します。(11時32分)

笠井委員長

再開します。(11時34分)

長尾委員

全く市町村任せで、県の消防保安課がそういうことを知らないというのは問題だと思います。先ほどの答弁では消防団員の士気の向上などとおっしゃっていましたが、団員の士気の向上ということに大きな問題があると思います。ちょっと名目はわかりませんが、消防団員に関する市町村の格差に対し、県はどのような認識を持っているのか。もちろん、平地と山間部とでは事情が違う中で御苦勞なさっていると思いますが、そういったところへの認識というものをしっかり持って、今後、県としてどのようなことを市町村に対して支援できるのかといったことを考える必要があると思います。この点についての幹部の認識はどうですか。

安井危機管理部副部長

消防団員に対する処遇等の御指摘についてでございますが、地域事情もありまして、謝金等の出し方についてもたしか異なっていたかと思えます。現在、南海トラフの巨大地震への対応も言われている中で、消防団というのは地域の一番の守りであるというふうに考えてございますので、委員の御意見も踏まえ、県として十分検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

24市町村全部とは言いませんが、およそというのもわからないのですか。

松本消防保安課長

消防団員というのは条例等で定められ、非常勤の職員ということで位置づけられています。その活動には報酬や出動1回ごとに幾らという出動手当が出てございます。手元にそのデータはございますが、団そのものに対する補助金などについてはちょっと手元に資料がございませんので、また後ほどお知らせしたいと思います。

それと、先ほどの平均年齢ですが、平成23年度の統計によると徳島県の消防団員の平均年齢は42.1歳、全国平均は39.1歳となっております。

長尾委員

今の答弁では何となく消防は市町村であって、県は名前だけであり、消防の実態というものをも十分把握していないということを感じざるを得ない。市町村の消防の実態ということについて、さらには四国レベルや全国レベルといったことをもう一步踏まえ、今後どうやって充実させていくかと。それは先ほどの高校生のことも含め、やはり従来の感覚ではいけない。3.11以前と以後では考え方が大きく変化している。当然、そのために危機管理部というのができたわけだし、そういったことを担当課は真剣に考えていただきたい。このことを要請して終わります。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第4号、議案第24号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件につきましては、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(11時37分)